

元司法修習生ら

違憲訴訟の原告参加検討

司法修習生に国が給与を支払う「給費制」が昨年からは修習資金を貸し付ける「貸与制」に移行されたことを受け、貸与制で修習を終えた本県の元修習生らは20日、「精神的・経済的に苦しく、法曹の質の低下が懸念される」として、給費制復活を求める声明を発表した。



給費制の復活を求める声明を発表した鈴木弁護士ら

元修習生は、法曹養成制度検討会議で給費制の復活が決まらなければ、来年1月末にも国を相手とした違憲訴訟を全国数カ所の裁判所に起こす考え。

貸与制移行後の修習生は約千人で、現在、違憲訴訟に原告として参加の意思

を示しているのは約130人。

声明発表は、本県など全国8カ所で実施。本県では、鈴木雅貴、竹内佐馬の両弁護士が声明を発表。両弁護士によると、修習生の中には、法科大学院入学・在学のため奨学金利用者が半数

以上で、修習期間の貸与金と合わせると返済額が1千万円を超える人もいるという。

修習後も就職が確約されず、鈴木弁護士は経済的に豊かでない人が法曹を目指せなくなる。適正な法曹を養成することは市民の利益につながる。国が国費で養成するべきと主張。違憲訴訟については「(貸与制は)無給で仕事をさせることになり、生存権の侵害に当たる」などと訴えている。

司法修習生の給費制と貸与制 「給費制」は国が修習生に月額約20万円の給与を支払う。一方、「貸与制」は修習資金として金銭を貸し付ける。貸与金は基本が月額3万円で、修習期間となる10年間の総

額は約300万円。修習生は、修習終了5年経過後から10年かけて貸与金を国に償還する。政府は、司法試験合格者数の増加に伴う財政負担抑制などのため、給費制の廃止を決定。昨年11月から貸与制に移行した。